

県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第25号

県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

県立都市公園条例施行規則（昭和41年岩手県規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後								
別表（第4条関係）					別表（第4条関係）								
		区 分	単 位	使用料			区 分	単 位	使用料				
岩手県 岩手県営運動公園	陸上競技用具	[略]			岩手県 岩手県営運動公園	陸上競技用具	[略]						
		棒高跳び用高度計	[略]	170円			棒高跳び用高度計	[略]	180円				
		[略]					[略]						
		マラソン用親時計	[略]	350円			マラソン用親時計	[略]	360円				
		[略]					[略]						
		投てき距離標識	[略]	310円			投てき距離標識	[略]	320円				
		[略]					[略]						
		ハードル運搬車	[略]	230円			ハードル運搬車	[略]	240円				
		[略]					[略]						
		フィールド試技順序表示器	[略]	160円			フィールド試技順序表示器	[略]	170円				
		電光式表示器	[略]	350円			電光式表示器	[略]	360円				
		[略]					[略]						
		距離測定器	[略]	340円			距離測定器	[略]	350円				
		[略]					[略]						
		棒高跳び用マット	[略]	350円			棒高跳び用マット	[略]	360円				
		走高跳び用マット	[略]	170円			走高跳び用マット	[略]	180円				
		[略]					[略]						
		棒高跳び用支柱及びバー止め	[略]	300円			棒高跳び用支柱及びバー止め	[略]	310円				
		[略]					[略]						
		マラソン距離標識	[略]	170円			マラソン距離標識	[略]	180円				
		ビデオカメラ装置	[略]	350円			ビデオカメラ装置	[略]	360円				
		トラック競技速報表示器	[略]	350円			トラック競技速報表示器	[略]	360円				
		フィールド成績表示器	[略]	350円			フィールド成績表示器	[略]	360円				
		投てき光波距離計	[略]	350円			投てき光波距離計	[略]	360円				
		[略]					[略]						
		電動カ	4 バッグ用	[略]			1 個又は 2 個の ゴルフバッグを	電動カ	4 バッグ用	[略]	1 個又は 2 個の ゴルフバッグを	800円	820円

立花巻広域公園	ト		積載して使用する 場合		
			3個のゴルフバ ッグを積載して 使用する場合	<u>1,200円</u>	
			4個のゴルフバ ッグを積載して 使用する場合	<u>1,600円</u>	
	2バッグ用	[略]		<u>800円</u>	
岩手県立御所湖広域公園	舟艇	シェルフ ォア	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	<u>610円</u>
				使用時間が4時 間を超える場合	<u>930円</u>
		ナックル フォア	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	<u>610円</u>
				使用時間が4時 間を超える場合	<u>930円</u>
		ダブルス カル	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	<u>490円</u>
				使用時間が4時 間を超える場合	<u>740円</u>
		シェル ペア	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	<u>490円</u>
				使用時間が4時 間を超える場合	<u>740円</u>
		シン グルス カル	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	<u>250円</u>
				使用時間が4時 間を超える場合	<u>370円</u>
		カヤ ック フォア	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	<u>610円</u>
				使用時間が4時 間を超える場合	<u>930円</u>
		カナ ディア ン ダブル	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	<u>490円</u>
				使用時間が4時 間を超える場合	<u>740円</u>
		カナ ディア ン シン グル	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	<u>250円</u>
				使用時間が4時	<u>370円</u>

立花巻広域公園	ト		積載して使用する 場合		
			3個のゴルフバ ッグを積載して 使用する場合	<u>1,230円</u>	
			4個のゴルフバ ッグを積載して 使用する場合	<u>1,640円</u>	
	2バッグ用	[略]		<u>820円</u>	
岩手県立御所湖広域公園	舟艇	シェルフ ォア	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	<u>630円</u>
				使用時間が4時 間を超える場合	<u>960円</u>
		ナックル フォア	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	<u>630円</u>
				使用時間が4時 間を超える場合	<u>960円</u>
		ダブルス カル	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	<u>510円</u>
				使用時間が4時 間を超える場合	<u>770円</u>
		シェル ペア	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	<u>510円</u>
				使用時間が4時 間を超える場合	<u>770円</u>
		シン グルス カル	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	<u>260円</u>
				使用時間が4時 間を超える場合	<u>380円</u>
		カヤ ック フォア	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	<u>630円</u>
				使用時間が4時 間を超える場合	<u>960円</u>
		カナ ディア ン ダブル	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	<u>510円</u>
				使用時間が4時 間を超える場合	<u>770円</u>
		カナ ディア ン シン グル	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	<u>260円</u>
				使用時間が4時	<u>380円</u>

		間を超える場合	
カヤックダブル	[略]	使用時間が4時間以内の場合	<u>490円</u>
		使用時間が4時間を超える場合	<u>740円</u>
カヤックシングル	[略]	使用時間が4時間以内の場合	<u>250円</u>
		使用時間が4時間を超える場合	<u>370円</u>
普及用舟艇	[略]	使用時間が4時間以内の場合	<u>250円</u>
		使用時間が4時間を超える場合	<u>370円</u>
競技用備品	電話機	[略]	<u>3,190円</u>
	流速計	[略]	<u>1,470円</u>
	テント	[略]	<u>520円</u>
	トランシーバー	[略]	<u>180円</u>
	[略]		
[略]			

[略]

		間を超える場合	
カヤックダブル	[略]	使用時間が4時間以内の場合	<u>510円</u>
		使用時間が4時間を超える場合	<u>770円</u>
カヤックシングル	[略]	使用時間が4時間以内の場合	<u>260円</u>
		使用時間が4時間を超える場合	<u>380円</u>
普及用舟艇	[略]	使用時間が4時間以内の場合	<u>260円</u>
		使用時間が4時間を超える場合	<u>380円</u>
競技用備品	電話機	[略]	<u>3,300円</u>
	流速計	[略]	<u>1,520円</u>
	テント	[略]	<u>540円</u>
	トランシーバー	[略]	<u>190円</u>
	[略]		
[略]			

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。